

様式第十一（第8条関係）

認定新事業活動計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和4年9月30日

2. 認定新事業活動実施者名

長谷川工業株式会社

3. 認定新事業活動計画の目標

ヘルメットを任意等とする特例措置を活用し、以下の目的の達成を目指す。

- 電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安心・安全に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行う
- 電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進
- 電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立

4. 認定新事業活動計画の内容

(1) 新事業活動に係る事業の内容

下記(2)に記載するエリアにおいて、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データ等をGPSを介して収集する。本事業を通じて、電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安心・安全に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行うとともに、電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進を行い、電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立を検討する。

(2) 新事業活動を行う場所の住所

千葉県千葉市の一部、大阪府大阪市の一部、大阪府堺市

(3) 規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容

新事業活動計画に従って実施する事業が、次の1)、2)、3)をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。

- 1) 貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
- 2) 貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会、経済産業省、国土交通省への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。
- 3) 当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。

(一定の基準の内容)

ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

(ア) 長さ 140センチメートル

(イ) 幅 80センチメートル

(ウ) 高さ 140センチメートル

イ 車体の構造は、次に掲げるものであること。

- (ア) 原動機として、電動機を用いること。
- (イ) 15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。
- (ウ) 運転者席は、立席であること。

5. 新事業活動の開始時期及び終了時期

令和3年4月～令和6年4月

長谷川工業株式会社 実証エリアと特例対象外区間【大阪府堺市】

No	起終点	地先住所	道路名称
①	起点	堺市堺区松屋大和川通 1 丁 1 3 番地先	大阪臨海線
②	終点	堺市堺区神南辺町 3 丁 1 0 0 番地先	
③	起点	堺市堺区神南辺町 4 丁 1 1 8 番地先	
④	終点	堺市堺区北波止町 4 3 地先	
⑤	起点	堺市堺区住吉橋町 2 丁 3 番地先	国道 2 6 号
⑥	通過点	堺市堺区北安井町 1 番地先	
⑦	通過点	堺市西区浜寺船尾町東 2 丁 2 0 9 番地先	国道 3 1 0 号
⑧	終点	堺市西区鳳西 2 丁 1 7 番地先	
⑨	起点	堺市堺区北安井町 1 番地先	大阪中央環状線
⑩	終点	堺市堺区東永山園 2 番地先	
⑪	起点	堺市堺区東永山園 2 番地先	堺羽曳野線
⑫	終点	堺市美原区今井 3 3 2 番地先	
⑬	起点	堺市美原区丹上 4 2 9 番地先	堺狭山線
⑭	終点	堺市美原区丹上 2 0 2 番地先	
⑮	起点	堺市美原区丹上 2 0 2 番地先	富田林泉大津線
⑯	終点	堺市美原区丹上 1 9 5 番地先	
⑰	起点	堺市北区百舌鳥陵南町 3 丁 1 番地先	富田林泉大津線
⑱	通過点	堺市中区深井中町 3 2 4 2 番地先	
⑲	通過点	堺市中区深阪 5 丁 1 8 番地先	富田林泉大津線
⑳	通過点	堺市南区竹城台 1 丁 1 番地先	
㉑	終点	堺市南区三原台 4 丁 3 8 番地先	富田林泉大津線
㉒	起点	堺市南区竹城台 1 丁 1 地先	
㉓	通過点	堺市南区竹城台 3 丁 2 0 番地先	富田林泉大津線
㉔	通過点	堺市南区桃山台 2 丁 4 番地	
㉕	終点	堺市南区新檜尾台 2 丁 1 番地先	富田林泉大津線

青枠：実証エリア
赤線：特例対象外区間
桃線：特例対象外区間だが並行している
 高架下・横道は特例対象区間

◆特例対象区間(⑱～㉓)

- ・田園大橋(上路橋)
- ・竹原大橋(上路橋)
- ・城山大橋(上路橋)
- ・若竹大橋(上路橋)

◆特例対象区間(㉔～㉕)

- ・柵大橋(上路橋)
- ・原山台2丁 ↔ 南警察署前南(下路橋)
- ・檜尾 1 1 4 6 付近(下路橋)
- ・高橋中 ↔ 高橋南(下路橋)
- ・南区檜尾 1 4 0 8(下路橋)
- ・鴨谷橋(上路橋)
- ・南区鴨谷台 2 丁付近(下路橋)
- ・南区新檜尾台 2 丁 1 付近(下路橋)

◆特例対象区間(㉖～㉗)

- ・南区茶山台 1 丁 1(下路橋)
- ・三原台中学前 ↔ 高倉台 2(下路橋)
- ・晴美台 1 丁交差点(下路橋)